

主 文

被告人を懲役 1 2 年に処する。

未決勾留日数中 2 0 0 日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は

第 1 ヒステリックな状態で被告人に暴力を振るうこともあった妻（以下「被害者」という。）が、直近の 6 か月ほどの間に、より頻繁に精神状態が不安定になることが増えて感情の制御が困難になることがあったために同人と離婚したいなどと考えるようになっていた中、平成 2 3 年 7 月 1 7 日、埼玉県所沢市内（住所省略）の当時の被告人方において、被害者（当時 3 9 歳）が興奮し暴れた末にバールを振り回すなどした際に、そのバールを奪い取り、被害者との生活を終わりにしたいなどと考え、背を向けていた同人に対し、殺意をもって、その頭部にバールを 2 回振り下ろして殴り、よって、その頃、同所において、同人を頭部打撃に基づく頭蓋骨骨折を伴う頭蓋内損傷により死亡させて殺害した

第 2 被害者（当時 3 9 歳）の死体を埋葬しなければならない義務があったのに、同年 9 月中旬頃から令和 7 年 2 月 1 5 日までの間、同市内（住所省略）のトランクルームにおいて、同死体をドラム缶に入れた状態で放置し、もって死体を遺棄した

第 3 法定の除外事由がないのに、令和 7 年 4 月 2 2 日午前 9 時 3 0 分頃、東京都板橋区（住所省略）の道路において、軽自動車検査協会の行う検査を受けておらず、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなく、かつ、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約がいずれも締結されていない検査対象軽自動車（車台番号省略）を運転して運行の用に供した。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、同居の妻をバールで殴って殺害し、その後その死体を入れたドラム缶を13年以上にわたりトランクルームに放置して遺棄し、車上生活の際に無車検・無保険の軽自動車を運転した事案である。

最も重い殺人の犯行態様をみると、身体の枢要部である頭部に対し、金属製の重いバールを2回振り下ろし、そのうち1回は硬くて厚い後頭骨が粉砕状に折れるほどの強さで殴打したもので、死亡させる危険が非常に高く悪質である。1度目の殴打により被害者が「痛い」などと叫ぶのも気に留めずに続けざまに2度目の強い殴打に及んでいて、攻撃の意図は強固であり、背中を向けていた被害者に危険な殴打に及んだことには厳しい非難が向けられる。

他方、被告人は、これまで被害者から度々罵倒されたり暴行を加えられたりしながらもこれをなだめるなどして対応し、二人は相互に依存し合っただけで閉鎖的な関係を築いていたとうかがえ、第三者に悩みを打ち明けることもなかった。そして、半年ほど前から被害者の精神状態が不安定になったのに伴い被告人のストレスが高まっていたとうかがえ、離婚したいなどと考えるようになっていた。そうした中、本件直前に被害者がひどく興奮し暴れてバールを振り回すなどしたことが契機となって、衝動的に関係を終わらせたいとバールでの殺害に至ったのであるから、被害者が死にたいなどと口にしたりしたことには非があり、被害者の状態がストレスをためる遠因にもなっていて、若干ではあるが酌むことができる。

また、被告人は、被害者を衝動的に殺害したのに、亡くなった被害者をいたわることもなく、直ちに、被害者の遺体をドラム缶に入れ、被害者を装って行方をくらますかのようなメールを娘に出し、捜索願を出さぬよう伝えるなどして刑責を免れるための行動に終始し、約2か月後に、そのドラム缶をトランクルームに移動して匂い等がもれないように処理をするな

どした上で遺棄し、妻の尊厳を踏みにじっている。この死体遺棄等の結果、トランクルームが料金の未払により強制解約されるまで13年以上の長きにわたり本件犯行は発覚しなかった。死体遺棄などの態様も悪質である。

被害者の母は、悲痛な心情を述べ、被害者の妹や、母親からの援助を最も必要とする多感な時期にその行方が分からず苦しんだ娘は、厳しい処罰感情を明らかにしている。

以上によれば、同種事案（単独犯による凶器を用いた配偶者（内縁を含む）に対する殺人事件1件、量刑上考慮した前科なし）の量刑傾向を踏まえると、本件は、被告人が被害者の精神的な不安定さにストレスを感じていた中で直前にバールを持ち出してひどく暴れるなどした被害者の行動を契機に犯行に及んだ点を若干酌んだとしても、背中を向けていた被害者に対しバールでの危険な殺害行為に及んだので、殺人のみでも10年を下らない刑が相応しく、その上で長期の死体遺棄等も考慮の上で刑を導くべきである。介護殺人と同様に評価すべきという弁護人の主張は失当である。

その上で、被告人が殺害については率直に事実を認め、謝罪文を作成するなどして公判廷で反省の弁を述べていることなどを踏まえ、主文の刑に処するのが相当であると判断した。なお、無車検無保険の自動車を運転した点について罰金刑を選択して罰金を併科するのは相当でない。

（求刑 懲役15年及び罰金30万円、弁護人の科刑意見 懲役5年）
（さいたま地方裁判所第5刑事部 裁判長裁判官 小池健治 裁判官 並河浩二 裁判官 志村塔子）